

**取締役会の決議を経ずまた会社にとって必要がない取引行為に基づく取締役の
対会社責任**

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 6 月 30 日
【事 件 番 号】 平成 24 年（ワ）第 1138 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（控訴）
【参 照 法 令】 民法 709 条、会社法 423 条
【掲 載 誌】 金判 1474 号 32 頁

LEX/DB 文献番号 25540615

事実の概要

X 社は、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の制作、販売並びにレンタル等の事業を営む同社の完全子会社の事業活動を支配・管理することをその主たる事業とし、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各第一部に株式を上場している会社である。X 社では、職務権限基準表として、「1 件 1 億円以上の有形・無形固定資産の取得、投資額 1 億円以上の新規アミューズメント店出店計画立案、総額 1 億円以上の直営店舗売却の選定・決定（社員独立以外）、月額 50 万円以上の顧問・コンサルティング契約、その他経営全般における企画業務等」は取締役会の決議事項とする旨の内規が定められていた。

Y₁はX社の代表取締役会長、Y₂は同社代表取締役社長、Y₃は同社代表取締役副社長である。

X 社の連結子会社で不動産の売買・賃貸・仲介等を営む A 社は、B 社と共同して同社保有の不動産を開発することを決定した。これに伴い A 社は、当該不動産の 2 分の 1 の共有持分を買い受けるにあたり、C 銀行を主幹事とするシンジケートローン（以下、「本件シンジケートローン」という。）により共同開発事業資金として 28 億円を借り入れた。その後、B 社が実質破綻状態となったため、A 社は、B 社と共同での開発が不可能となったとして、B 社の共有持分を買い受け、A 社単独で開発を行うことを決定した。A 社には本件シン

ジケートローンの返済を行える資金がなく、そのためリファイナンス（借入れ等による返済資金の手当て）先として新たに D グループと提携して同グループと X 社または A 社の共同出資による特別目的会社を設立したうえで、当該会社による本件不動産の共同開発事業を行うことを目的とした提案（以下、「本件共同事業」という。）を受け、X 社取締役会決議に基づき D グループに 28 億円の投資または貸付けを実行した。

上記リファイナンスに際して、X 社は、本件共同事業に関し、D グループを紹介した X 社顧問と称していた E が代表取締役を務める F 社並びに E の関連会社である G 社及び H 社との間で 3 件のコンサルティング契約（以下、「本件共同事業コンサルティング契約」という。）を締結し、契約金として各社にそれぞれ 9,450 万円、5,250 万円、1,050 万円を支払ったが、その際、X 社取締役会決議を経ていなかった。

B 社は D グループからファイナンスを受け、本件シンジケートローンを返済した。ところが D グループとの共同事業計画も進展せず、最終的に B 社単独で事業展開を行うこととなった。

X 社は、本件共同事業コンサルティング契約を含めた、同社が締結した各コンサルティング契約ないしアドバイザー契約（株式譲渡アドバイザー契約、複合機導入コンサルティング契約、車両調達等コンサルティング契約、金融商品仲介業コンサルティング契約、東北関東大震災対応コンサルティ

ング契約及びニンテンドー3DS コンサルティング契約)につき、取締役会決議ないし稟議を経ずにこれらを締結したこと及びこれら各契約が実体を欠く架空のものであったことあるいはもっぱらY₁らの個人的利益を図るためのものでありX社にとって必要とはいえないものであったことから、X社の財産を不正に流出させたとして、Y₁らに対し、取締役の任務懈怠による損害賠償責任(会社法423条1項)及び不法行為に基づく損害賠償責任(民法709条)として、合計4億6,539万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、提訴した。

判決の要旨

裁判所は、まず各コンサルティング契約等につき取締役会決議を欠くことに関し、「Y₁及びY₃は、X社とF社ほかとの間での本件共同事業コンサルティング契約を締結し、同契約に基づき、上記各社に対し、それぞれ9,450万円(税込)、5,250万円(税込)、1,050万円(税込)を支出するに当たって、X社の取締役会決議を行っていない。たしかに、本件共同事業コンサルティング契約は、形式的には3本に分かれているため、各契約金額は1億円を下回っており、X社の職務権限基準表上の取締役会決議事項に該当しない。しかし、……上記のように契約を3本に分割したことに合理的な理由は見出せず、実質的には1件1億5,750万円(税込)の支出があったと見るべきである。そうすると、かかる1件1億円以上の契約案件は、X社の職務権限基準表上、取締役会決議事項に該当する。そして、かかるX社の職務権限基準表上に定められている取締役会決議事項は、X社にとって『重要な業務執行』(会社法362条4項)を類型化したものと解するのが相当であるから、本件共同事業コンサルティング契約締結及びこれに基づく金員支出に際し、取締役会決議を経なかったことは、『重要な業務執行』について取締役会決議を要求する会社法362条4項に違反する。

したがって、Y₁及びY₃が、取締役会決議を経ずに本件共同事業コンサルティング契約を締結し、これに基づく合計1億5,750万円(税込)の

支出を行ったことは善管注意義務違反(法令違反)に該当する(会社法355条、362条4項)。」と判示し、仮に取締役会決議を経たとしても問題なく承認されたはずであるとのY₁らの主張に対しては、その主張する事実もこれを裏付ける客観的証拠も存在せず、任務懈怠ないし不法行為と損害発生との間には因果関係が優に認められるとした。

また、本件共同事業コンサルティング契約締結の必要性等に関しても、「本件リファイナンスは……X社及びA社にとって有利な内容であったとはいえず、また、A社がかかる本件リファイナンスを行わざるを得ない状況に陥っていたとまではいえない。したがって、X社が本件リファイナンスに関し、……業務委託契約を締結し、これに基づいて報酬1億5,750万円(税込)を支出する必要性も乏し」く、かつ「本件共同事業コンサルティング契約に基づく業務提供の実体があったとは直ちに認められない」とした。

以上より、X社が本件共同事業コンサルティング契約に基づき支出した全額を損害額と認め、Y₁らの責任を肯定し、Xの請求を一部認容した。

判例の解説

一 はじめに

本件はX社の取締役会の決議を経ることなく行われた取引行為について、取締役会決議を欠くとともに、当該取引がX社にとって必要性がなく、また契約が履行された実体も存しないとして、同社代表取締役Y₁らのX社に対する任務懈怠責任(会社法423条1項)及び不法行為責任(民法709条)を肯定したものである。本判決は事例判決ではあるが、法律上取締役会の決議が要求される「重要な業務執行」(会社法362条4項)につき、形式上複数の契約に分かれていたものを実質的に1件の取引とみなし、取締役会決議が必要であるとした点に本判決の特徴が見られる。以下では、この点を含め取締役の任務懈怠責任(会社法423条1項)の成立要件を中心に解説していくこととする。

二 重要な業務執行と取締役会決議

取締役会設置会社においては、重要な業務執行

の決定は取締役会の専決事項であり、各取締役にこれを委任することができないものとされている（会社法 362 条 4 項柱書）。取締役会における討議及び議決を通じて、慎重な経営判断が行われるよう担保するのがその趣旨である。どのような行為が重要な業務執行に当たるかについては、条文中上列挙されているものもあるが（同項各号）、これらはあくまで例示であり、「重要性」の基準を満たすあらゆる行為が取締役会決議の対象となる¹⁾。

しかしながら、同じ取締役会設置会社であっても、その規模や業種などは様々であり、「重要」であるか否かの判断は一律に行えるものではない。判例は、重要財産の処分（会社法 362 条 4 項 1 号）に該当するかどうかの判断基準として、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等の事情を挙げ、これら事項を総合的に判断すべきものとする²⁾。

本判決は、従来の判例等が要件として掲げてきた諸要素についてはとくに認定を行わず、ただ、X社の職務権限基準表の定めがあることのみを挙げて重要財産の処分に当たるとするものである。たしかに本判決が述べるように、取締役会の内規で定めた基準は、当該会社の規模や従前の取扱いを踏まえ類型化されたものであることから、判断基準として重要ではある³⁾。ただしこれをもってただちに取締役会決議の要否を判断するのは内規を無条件に肯定するものとなりかねず、やや形式的に過ぎるくらいは否めない。従前の判例等と同様に、当該取引が会社の財務にどのようなインパクトを与え、したがって取締役会における慎重な判断を要するかどうかについて、より丁寧な事実認定をしてもよかったように思われる。

また前述したように、本判決は複数の契約を実質的に 1 本の契約とみなし、「重要性」の基準を満たすとして、取締役会決議を要するものと判断した。多額の借財に該当するか否かにつき、一連の取引については、1 件ごとの金額ではなく、その累積残高も考慮される⁴⁾。たとえば同じ発行会社から複数回に分けて発行（いわゆるシリーズ発行）された社債を引き受ける行為なども、各回の引受価額を個別的に判断するのではなく、総額で判断することもありえよう⁵⁾。会社の財務に与え

るインパクトは総合的に判断されるべきものであり、取引の実質に着目した裁判所の判断は首肯できる。

三 取締役の任務懈怠責任

株式会社の取締役は、会社と委任関係に立ち（会社法 330 条）、委任の本旨に従い職務を遂行すべき善管注意義務を負う（民法 644 条）。取締役がかかる任務を懈怠し、それにより会社に損害が生じれば、取締役はかかる損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。会社法 423 条 1 項は債務不履行責任（民法 415 条）の特則であると解されており⁶⁾、その要件は、①損害の発生、②取締役の作為ないし不作为と損害との間の相当因果関係、③任務懈怠、④任務懈怠に対する故意・過失⁷⁾、である。このうち①ないし③については責任を追及する側が立証責任を負担し、それが証明されれば④の不存在について取締役の側が証明することになるのが原則である。ただし取締役が会社に対して負担する債務は、結果債務（会社に利益を生じさせること）ではなく手段債務（会社に利益が生ずるよう注意深く最善を尽くすこと）であるから、手段債務の不履行は善管注意義務違反を構成するのが通例であり、したがって故意ないし過失が認められることとなる。もっとも本件における取締役会決議を経ていない場合のような法令違反のケースでは、取締役の側の無過失の主張が認められることがありうる⁸⁾。また会社法は、このほかに取締役の責任を加重し、原告の立証負担を軽減するため、損害額の推定規定（423 条 2 項）や任務懈怠の推定規定（同条 3 項）及び無過失責任の規定（428 条 1 項）を置いている。

上記要件②について、本件のように取締役会決議を経ていないことに法令違反があるとしても、その結果と損害との間に因果関係が存しなければ、（他に注意義務違反が存しない限り）責任は生じないとの考え方も成り立ちうる⁹⁾。すなわち、仮に取締役会に上程したとしても、とくに異議なく承認されるのであれば、決議の有無は損害の発生という結果に影響を及ぼさず、したがって責任も生じないということになる¹⁰⁾。もっとも本判決は、本件共同事業コンサルティング契約が取締役会決議を経ていないことと会社に生じた損害と

の間の因果関係について、(やや簡潔に過ぎるくらいはあるが) 優に認められるとしてこれを肯定していることから、この点問題とはならない。

上記要件③について、前述のように、取締役が会社に対して負う義務は手段的なものであり、委任の本旨に従った履行さえすればよく、そこには広い経営裁量が認められる(いわゆる経営判断の原則の適用がある。)。本判決はとくにこの点述べてはいないが、本件共同事業コンサルティング契約以外の契約も含めて、本件の各契約それ自体が会社の利益にならないこと、かつ当該各契約に実体がなく、支出のみなされていることなどが認定されていることも併せれば(株主総会アドバイザー契約及びサービス利用契約に関しては、自己保身ないし経営支配権維持目的が認定されており、これは権限濫用行為ともいう。)、取締役会による承認の有無にかかわらず責任が肯定されることとなろう。

四 おわりに

本件では、取締役の任務懈怠責任だけでなく不法行為責任の成立を認めている。これは原告の主張に沿った判断であるが、先に述べたように任務懈怠責任は債務不履行責任であるから、両者はその責任の性質を全く異にするものであり、これを区別することなく同じ文脈で判断することには躊躇を覚える。またそもそも任務懈怠責任が肯定される以上、不法行為責任について重ねて認定する必要性は乏しい¹¹⁾。取締役と会社との間には契約関係が存するわけであるから、あくまで契約責任の有無についてのみ認定すべきであった。

●——注

1) この点、非取締役会設置会社では、取締役が複数いる場合における各取締役に委任できない事項に関しては、限定列举となっている(会社法 348 条 4 項各号)。また監査等委員会設置会社では取締役会設置会社と同様の規律が設けられているものの、取締役の過半数を社外取締役とするか、あるいは定款に別段の定めを置くことにより、一定の事項を除く重要な業務執行事項の全部または一部を各取締役に委任することができる(会社法 399 条の 12 第 4～6 項)。指名委員会等設置会社においては執行役との業務執行にかかる決定権限の配分の観点からまた異なる規律が設けられており、やはり一定の事項を除く業務執行事項について取締役会決議に基づきこれらを

執行役に委任することが認められる(同法 416 条 4 項)。監査等委員会設置会社における規律は、指名委員会等設置会社にかかる規律を取り入れたものである。

- 2) 最判平 6・1・20 民集 48 卷 1 号 1 頁。また「多額の借財」(同項 2 号)に関しても、当該借財の額、その会社の総資産・経常利益等に占める割合、借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきとされる。東京地判平 9・3・17 判時 1605 号 141 頁。
 - 3) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』(有斐閣、2015 年) 409 頁注 2 は、取締役会決議により基準を明示しておけば訴訟においても当該基準が尊重される可能性が高いとする。
 - 4) 江頭・前掲注 3) 410 頁注 3。
 - 5) さいたま地判平 23・9・2 金判 1376 号 54 頁。この事案では各回の社債金額だけで重要性の基準が満たされるものとしたが、その場合であっても累積残高が考慮されている。
 - 6) 野村證券代表訴訟最高裁判決(最判平 12・7・7 民集 54 卷 6 号 1767 頁)における河合伸一裁判官の補足意見。
 - 7) 最判昭 51・3・23 集民 117 号 231 頁。
 - 8) 江頭・前掲注 3) 466 頁注 4。
 - 9) 弥永真生「判批」ジュリ 1435 号(2012 年) 65 頁。
 - 10) ただし、たとえ取締役会で承認されたからといって各取締役の責任が免除されるわけではない。承認決議に賛成した取締役(異議を留めなかった取締役には賛成の推定効が生じる。会社法 369 条 5 項)には監視義務違反の責任が生じるであろうし、実際に業務を執行した取締役にについても完全に免責されるものではない。承認決議は株主による免責とは同一視できない。殊に、他の取締役の監視義務違反が認定されるのであれば、その場合には、議案を上程した取締役の責任も肯定されるはずである。前者はかかる行為を否決すべき義務に反し、後者はそもそもかかる行為を取締役会にかけねばならなかったというためである。
- 本文でも述べたように取締役会決議が要求されるのはあくまで慎重な審議を通じて会社の利益保護を図るためであり、取締役会決議が通る見込みがあるからといって議案として上程しないことは決して許されない点に注意すべきである。
- 11) 運送人の責任(商法 577 条)に関しては、高価品の特則(商法 578 条)や責任の短期消滅時効(商法 589 条・569 条 1 項 3 項)といった特別の規定があることから、不法行為責任との関係が問題となりうるが、取締役の対会社責任についてはそのような問題は生じないはずである。